

青梅市空き店舗活用事業補助金の申請に当たっての注意点

(必ずお読みください)

1 対象事業者について

- 創業から **5年以内**の事業者であること
- フランチャイズでないこと

2 空き店舗について

空き店舗施設が以前**商業活動**を行っている施設であること

(○飲食店跡地 ×工場跡地)

3 営業について

- 1週間に **4日以上**営業し、午前8時から午後7時までの時間帯を含む1日当たり **5時間以上**の営業を行うこと
- 市内において事業を営んでいる者が、当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと

4 工事について

- **翌年の3月31日**までに支払を含めて完了する事業であること
- 工事の施工事業者は青梅の事業者であること
- 申し込み時点で**工事は行われていない**こと

5 添付書類・その他事項

- おうめ創業支援センターBegin! にて**セミナー**または**複数回窓口**にて相談を受け、証明書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条の規定による証明書）をお持ちであること
- 他支援期間で実施される創業支援助成事業などとの併給が認められない場合がありますのでご注意ください